

令和8年度新規狩猟者フォローアップ研修業務仕様書

1 目 的

近年、県内におけるニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による被害が深刻化する中で、捕獲を担う狩猟者の育成が喫緊の課題となっている。本業務では、狩猟免許取得後の新規狩猟者を対象として、捕獲技術、捕獲個体の解体からジビエ利用までの幅広い知識及び技術の習得を目的とした講習や実践的な現地実習等を開催し、狩猟者の育成を図ることを目的とする。

2 履行期間

委託業務の契約日から令和9年2月26日まで

3 委託内容

(1) 講習等計画の作成

内容は下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

時期	場所 (期間)	定員	テーマ	内容
11月頃 (予定)	県内 1箇所 (2日間)	25名程度	くくりわな講習	・捕獲手順と安全管理 ・安全な保定と止めさし ・くくりわな作成
			くくりわな現地実習	・くくりわな設置 ・設置したわなの見回り (捕獲があれば捕殺)
			ジビエ利用実習 (実物を使用した実習)	・ジビエ利用のための衛生管理 ・解体方法

時期	場所 (期間)	定員	テーマ	内容
11月頃 (予定)	県内 1箇所 (2日間)	15名程度	銃猟講習	・基本技術と安全管理 ・銃猟の違反、事故事例解説 ・巻き狩りのポイント
			銃器を用いた現地実習	・静的射撃と動的射撃の解説 ・止めさしのポイント
			ジビエ利用実習 (実物を使用した実習)	・ジビエ利用のための衛生管理 ・解体方法

(2) 会場等の確保

講習に必要な会議室、現地実習の会場、必要な機材等を手配する。講習等の当日は会場等の事前準備を行う。

(3) 受講生の募集・決定

募集要領、受講申込書、募集チラシを作成し、発注者の承認を受けること。受講生の問合せ対応、申込の受付を行う。(募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受

講料、開講日時・場所、講習内容、申込期間、申込方法、受講生の決定方法等)

受注者は、申込期間終了後、発注者と協議の上受講生を決定し、応募者全員に受講の可否を通知する。なお、募集チラシは、原則発注者が関係機関に配布するが、受注者も広く狩猟者等への配布に努めることとする。

(4) 講習等資料の作成

各回の講習等の内容に対応した資料を作成する。対象鳥獣はニホンジカ及びイノシシとし、写真、イラスト、動画等を用いて初心者でも分かりやすい内容とする。

なお、既存の資料や素材の使用も可能だが、著作権者に対し、本業務における使用の許可を得たものを使用すること。そのために必要な費用は受注者が負担することとする。

(5) 受講生への連絡

受講生に対して、講習等の開催の連絡を行うとともに、出欠を事前確認する。

(6) 講習・現地実習の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習及び現地実習を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を支払うものとする。

感染症対策を実施する。

野生イノシシのCSF（豚熱）ウイルス感染確認地点から半径 10km 圏内においては、消毒等の防疫措置を実施する。

ジビエ利用実習は、実際の個体を使用した実習とする。個体の用意から実習終了後の処分まで受注者が行う。

(7) 受講生へのアンケートの実施

講習等の成果を評価するため、各講習等の終了後に受講生に対してアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。

4 受講生の定員・要件等

受講定員はわな研修 25 名、銃研修それぞれ 15 名程度とし、受講生は、原則として、狩猟免許取得後 5 年以内の者とする。受講料は無料とするが、交通費や宿泊料等の費用は受講生の負担とする。

(1) 県内に居住している者

(2) 狩猟免許（銃猟、わな猟）を既に所持し、さらなる狩猟技術の向上を目指す者

(3) 受講後は、地域の有害鳥獣捕獲隊員又は狩猟者等として、野生鳥獣の捕獲活動に参加する意思がある者

(4) 研修開始日までに、令和 8 年度の当該狩猟者登録を行うことができる者。

5 打ち合わせ協議

発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、講習等計画作成時に、打ち合わせ協議を行う。

6 安全等の確保

(1) 受注者は、業務の実施にあたり、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法令に基づく措置を講じておくとともに、事故等が発生しないよう捕獲従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

(2) 受注者は、業務の実施にあたり、捕獲従事者のみならず、近隣の住民、通行者、通行車両

等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- (3) 受注者は、所管警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため次の各事項を順守しなければならない。
 - ア) 受注者は、業務箇所に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲い、立入り禁止や注意を促す標示をしなければならない。
 - イ) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ウ) 受注者は、業務の実施にあたり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に留めるよう防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、捕獲従事者の安全確保に努めなければならない。
- (5) 業務実施中に事故等が発生した場合は、受注者は、直ちに発注者に連絡するとともに、発注者の指示に従い事故報告書を速やかに提出しなければならない。また、発注者から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

7 地元関係者との交渉等

受注者は、本業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等をもとめられた場合は、質問等の内容を随時、発注者に報告し、発注者の承諾を得てから地元関係者へ返答するものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

8 関係機関等への手続き、土地への立入り等

- (1) 本業務に伴い国有林に入林する場合等は、受注者が管理する機関に届出等を行う。
- (2) 受注者が本業務のために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めるとともに、発注者に報告する。また、国有林立入制限区域内では業務を実施してはならない。
- (3) 本業務のために植物の採取、樹木の伐採、掻き、柵等の除去又は第三者の土地もしくは工作物を一時使用するときは、受注者が当該土地所有者及び占有者の許可を得るとともに、発注者に報告する。
- (4) やむを得ない理由により現地への立入り等ができない場合は、直ちに発注者に報告し指示を受けるものとする。

9 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、電波法等関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

10 成果品

- (1) 講習等の結果について取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。
 - ・講習実施報告書（アンケート内容の整理・分析含む） 1部（電子媒体を含む）
 - ・講習等資料 1部（電子媒体を含む）
 - ・講習等記録（講習等の状況が確認できる写真等） 1部（電子媒体を含む）
- (2) 本業務の成果に係る一切の権利は愛媛県に帰属するものとし、愛媛県の許可なく他者に公

開してはならない。

11 機密情報及び個人情報

受注者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

12 書類の提出先

本業務に係る書類の提出及び報告先は愛媛県県民環境部環境局 自然保護課とする。

13 その他

本仕様書に定めのない事項は、愛媛県県民環境部自然環境課と受注者が協議して決定する。